

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3219号及び第3220号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3219号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3220号では、横浜市長が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「定期支出命令書（令和元年9月支払分）（令和元年度市広聴第1116号）ほか107件」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3219号】

- (2) 「令和元年度 現行非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用手続等について（通知）総人第851号令和元年12月6日付に基づき総務局人事担当課が主管する下記の文書の全て ・嘱託員が提出した横浜市履歴書（会計年度任用職員用） ・嘱託員が提出した資格免許等 様式1添付資料 対象者 特定職員1 特定職員2 特定職員3 特定職員4 特定職員5」ほか3件の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3220号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3219	令和5年4月17日	令和5年6月19日	令和5年6月28日	令和5年7月28日	個人	市長
3220	令和5年7月25日	令和5年8月9日	令和5年9月14日	令和5年10月13日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3219	「定期支出命令書（令和元年9月支払分）（令和元年度市広聴第1116号）ほか107件」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当 ・個人の氏名 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		<p>第7条第2項第3号アに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の振込先口座情報及び法人の内部管理情報 (法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため) ・ 法人代表者の印影及び営業上のノウハウ (開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため) ・ コールセンターの所在地及びコールセンター運用に関わるシステム、セキュリティに関連する情報 (開示することにより、当該法人の業務を阻害する行為がなされ、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため) <p>第7条第2項第5号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンターの所在地及びコールセンター運用に関わるシステム、セキュリティに関連する情報 (開示することにより、コールセンターを標的にしたネットワーク切断などといった問合せ対応業務の阻害行為やコールセンターへの不法侵入により、コールセンターが正常に運営できない状態になり、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため) 	
3220	別表に示す文書1から文書4まで(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>不開示</p> <p>不存在 (現行非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用手続及び再度任用手続においては、横浜市履歴書(会計年度任用職員用)及び資格免許等の写しの提出を受けておらず、保有していないため)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3219	<p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 横浜市コールセンターでは、「市政案内」、「区役所代表電話の交換業務」及び「市庁舎代表電話の交換業務」を行っている。</p> <p>イ 本件審査請求文書は、実施機関が保有する当該コールセンターに係る業務委託契約に関するものであって、別表に掲げる文書1から文書108までにより構成されており、このうち次の部分が実施機関によって不開示とされている。</p>

- (ア) 文書1から文書44まで、文書62から文書76まで、文書79から文書93まで、文書104から文書108までに記載された個人の氏名（以下「不開示部分1」という。）について、条例第7条第2項第1号を適用している。
- (イ) 文書45から文書51まで、文書79から文書91まで、文書102から文書105まで、文書107に記載された法人の金融機関口座情報（以下「不開示部分2」という。）について、文書45から文書76まで、文書79から文書91まで、文書94から文書108までに記載された法人代表者印の印影（以下「不開示部分3」という。）について、文書77及び文書78、文書92から文書107までに記載された法人の内部管理情報（以下「不開示部分4」という。）について、文書106から文書108までに記載されたコールセンターの所在地に係る情報（一部候補地を含む。以下「不開示部分5」という。）について、文書108に記載された営業上のノウハウ（以下「不開示部分6」という。）について、並びにコールセンター運用に係るシステム及びセキュリティに関連する情報（以下「不開示部分7」という。）について、各々条例第7条第1項第3号アを適用している。
- (ウ) 不開示部分6及び不開示部分7については、併せて条例第7条第2項第5号を適用している。
- ウ 当審査会は、実施機関が本件審査請求文書中不開示とした部分に係る条例第7条第2項第1号、第3号及び第5号の該当性について、以下検討する。

《条例第7条第2項第1号の該当性について》

ア 当審査会において不開示部分1を見分したところ、物品役務検査調書中の契約の相手方の立会人氏名欄、見積書の事業者表示欄及び同欄に押印された個人印の印影、事業者からの送付文書、提案書選定に係る理由説明希望の申出書及びそれに付随した封筒、事業者への依頼文書、請書、提案書及び基準適合に関する付属書類等に記載された個人の氏名であることが認められた。

また、当該個人の氏名が公にされていることを推認させるものは認められなかった。

イ したがって、不開示部分1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

《条例第7条第2項第3号アの該当性について》

ア 実施機関が不開示部分2から不開示部分7までについて本号アに該当するとして不開示としたことに対し、審査請求人は法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する「おそれ」についての具体的事象の記載がなく、開示すべきと主張している。

当審査会は、本件審査請求文書を見分し、次のとおり判断する。

(ア) 不開示部分2は、実施機関がコールセンター事業を委託した法人に対する委託料等支出金に係る振込先口座情報であって、銀行名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人が記載されている。

当該口座は、当該法人が専ら委託料等金員の收受等に利用しており、事業活動を行うための財産権に係る情報であると認められる。

(イ) 不開示部分3は、実施機関がコールセンター業務を委託する際に徴した提案書及びその付属書類、見積書、委託先の法人との間で締結した契約関係書類並びに請求書に記載された印影であって、悪用された場合には当該法人の権利又は利益を損なうものと認められる。

(ウ) 不開示部分4は、コールセンター業務のプロポーザルに参加した法人が参加資格要件として提出した取引実績に係る情報であって、取引の受注元の名称、契約日、席数等に係る情報、法人が提案書選定に係る理由説明希望の申出書、請書等に記載した非公表の電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに係る情報及び再委託先の企業名、役割、作業内容等に係る情報である。

これらの情報は、当該法人のウェブサイト、資料等においても公にされておらず、コールセンター業務についてプロポーザルに参加し、又は運営するに際し必要な当事者にのみ提供される情報であるから、法人が事業活動を行うためのノウハウに該当する内部管理情報であると認められる。

(エ) 不開示部分5は、見積書、請書及び提案書に記載されたコールセンター事業を営む法人の所在地に関する情報である。

実施機関によれば、本件請求に係るコールセンターは、電話、メール及びファクシミリを用いてサービスを提供するものであって、対面で応答する窓口を設けておらず、関係者以外の立入りが制限されているとのことである。

そのような施設の所在地を公にすると、これを標的にしたシステム及びネットワーク機能に対する阻害行為、部外者による違法不当な侵入行為を招き、問合せ対応業務に支障を来すとともに、個人情報漏えい等により、本来目的であるコールセンターの正常な運用が行えない事態となる高い蓋然性が認められる。

また、次期以降に設置される同センターの所在地が推測され得ることを鑑みれば、その設置候補地又は事業所所在地についても同様である。

(オ) 不開示部分6は、提案書に記載されたコールセンター事業に係る運営に関する技術、業務実績、要員体制、品質管理、危機管理体制等の情報であるから、同業他社との競争関係において当該法人に係る利益の得失に密接な情報であると認められる。

(カ) 不開示部分7は、コールセンター運営に係るシステム及びネットワークの安定的運営、個人情報の保護、入退室管理等のセキュリティに関する情報であり、当該法人の様々な安全対策の詳細にわたる情報であると認められる。

イ 上記ア(ア)から(カ)までの判断を考え合わせると、不開示部分2から不開示部分7までは、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるというべきであり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書には該当しない。

不開示部分2から不開示部分7までについては、上記条例第7条第2項第3号アの該当性についてのとおり、条例第7条第2項第3号アに該当することから、同項第5号の該当性を検討するまでもない。

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

別表

文書	名称	不開示部分、答申本文中の分類及び根拠規定（条例第7条第2項）
文書1	定期支出金支出命令書(令和元年9月支払分)(令和元年度市広聴第1116号)	・個人の氏名（不開示部分1）（第1号）
文書2	定期支出金支出命令書（令和元年10月支払分） （令和元年度市広聴第1301号）	
文書3	定期支出金支出命令書（令和元年11月支払分） （令和元年度市広聴第2241号）	
文書4	定期支出金支出命令書（令和元年12月支払分） （令和元年度市広聴第2377号）	
文書5	定期支出金支出命令書(令和2年1月支払分)(令和元年度市広聴第2522号)	
文書6	定期支出金支出命令書(令和2年2月支払分)(令和元年度市広聴第2695号)	
文書7	定期支出金支出命令書(令和2年3月支払分)(令和元年度市広聴第2893号)	
文書8	定期支出金支出命令書(令和2年4月支払分)(令和2年度市広聴第58号)	
文書9	定期支出金支出命令書(令和元年5月支払分)(令和2年度市広聴第525号)	
文書10	定期支出金支出命令書(令和元年6月支払分)(令	

	和2年度市広聴第724号)
文書11	定期支出金支出命令書(令和元年7月支払分)(令和2年度市広聴第937号)
文書12	定期支出金支出命令書(令和2年8月支払分)(令和2年度市広聴第1116号)
文書13	定期支出金支出命令書(令和2年9月支払分)(令和2年度市広聴第1291号)
文書14	定期支出金支出命令書(令和2年10月支払分)(令和2年度市広聴第1442号)
文書15	定期支出金支出命令書(令和2年11月支払分)(令和2年度市広聴第1521号)
文書16	定期支出金支出命令書(令和2年12月支払分)(令和2年度市広聴第1691号)
文書17	定期支出金支出命令書(令和3年1月支払分)(令和2年度市広聴第1829号)
文書18	定期支出金支出命令書(令和3年2月支払分)(令和2年度市広聴第2069号)
文書19	定期支出金支出命令書(令和3年3月支払分)(令和2年度市広聴第2229号)
文書20	定期支出金支出命令書(令和3年4月支払分)(令和3年度市広聴第31号)
文書21	定期支出金支出命令書(令和3年5月支払分)(令和3年度市広聴第186号)
文書22	定期支出金支出命令書(令和3年6月支払分)(令和3年度市広聴第333号)
文書23	定期支出金支出命令書(令和3年7月支払分)(令和3年度市広聴第491号)
文書24	定期支出金支出命令書(令和3年8月支払分)(令和3年度市広聴第625号)
文書25	定期支出金支出命令書(令和3年9月支払分)(令和3年度市広聴第958号)
文書26	定期支出金支出命令書(令和3年10月支払分)(令和3年度市広聴第1142号)
文書27	定期支出金支出命令書(令和3年11月支払分)(令和3年度市広聴第1260号)
文書28	定期支出金支出命令書(令和3年12月支払分)(令和3年度市広聴第1395号)
文書29	定期支出金支出命令書(令和4年1月支払分)(令和3年度市広聴第1649号)
文書30	定期支出金支出命令書(令和4年2月支払分)(令和3年度市広聴第1807号)
文書31	定期支出金支出命令書(令和4年3月支払分)(令和3年度市広聴第1965号)

文書 32	定期支出金支出命令書(令和4年4月支払分)(令和4年度市広聴第23号)	
文書 33	定期支出金支出命令書(令和4年5月支払分)(令和4年度市広聴第162号)	
文書 34	定期支出金支出命令書(令和4年6月支払分)(令和4年度市広聴第337号)	
文書 35	定期支出金支出命令書(令和4年7月支払分)(令和4年度市広聴第472号)	
文書 36	定期支出金支出命令書(令和4年8月支払分)(令和4年度市広聴第617号)	
文書 37	定期支出金支出命令書(令和4年9月支払分)(令和4年度市広聴第749号)	
文書 38	定期支出金支出命令書(令和4年10月支払分)(令和4年度市広聴第888号)	
文書 39	定期支出金支出命令書(令和4年11月支払分)(令和4年度市広聴第1046号)	
文書 40	定期支出金支出命令書(令和4年12月支払分)(令和4年度市広聴第1175号)	
文書 41	定期支出金支出命令書(令和5年1月支払分)(令和4年度市広聴第1336号)	
文書 42	定期支出金支出命令書(令和5年2月支払分)(令和4年度市広聴第1516号)	
文書 43	定期支出金支出命令書(令和5年3月支払分)(令和4年度市広聴第1641号)	
文書 44	定期支出金支出命令書(令和5年4月支払分)(令和5年度市広聴第12号)	
文書 45	20200630-990414-支出命令-1-004183-1203(令和2年度横浜市コールセンター運営体制強化業務委託)(令和2年度市広聴第744号)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の口座情報(不開示部分2)(第3号ア) ・法人代表者印の印影(不開示部分3)(第3号ア)
文書 46	00000000-990414-定期支出-1-500115-1303(【令和元年度】横浜市コールセンター運営業務委託)(令和元年度市広聴第536号)	
文書 47	00000000-990414-定期支出-1-000038-1203(横浜市コールセンター運営業務委託)(令和2年度市広聴第91号)	
文書 48	00000000-990414-定期支出-1-500017-1203(横浜市コールセンター運営業務委託)(令和3年度市広聴第9号)	
文書 49	00000000-990414-定期支出-1-000039-1203(市庁舎代表電話交換業務委託)(令和2年度市広聴第93号)	
文書 50	00000000-990414-定期支出-1-500018-1203(市庁舎代表電話交換業務委託)(令和3年度市広聴第	

	12号)		
文書 51	00000000-990414-定期支出-1-000019-1203 (市庁舎代表電話交換業務委託) (令和4年度市広聴第26号)		
文書 52	コールセンター業務検証及び次期仕様コンサルティング委託について(契約締結伺)(平成30年度市広聴第95号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人代表者印の印影 (不開示部分3) (第3号ア) 	
文書 53	平成31年度「横浜市コールセンター運營業務委託」(契約締結伺)(平成31年度市広聴第114号)		
文書 54	令和2年度横浜市コールセンター運營業務委託の執行について(令和元年度市広聴第2899号)		
文書 55	横浜市コールセンター運營業務委託契約履行着手届出書の受理について(平成31年度市広聴第516号)		
文書 56	災害時の横浜市コールセンター業務に関する協定書の締結について(令和元年度市広聴第769号)		
文書 57	令和3年度横浜市コールセンター運營業務委託の執行について(令和2年度市広聴第2265号)		
文書 58	令和5年度横浜市コールセンター運營業務委託の執行について(令和4年度市広聴第1661号)		
文書 59	令和4年度横浜市コールセンター運營業務委託の執行について(令和4年度市広聴第22号)		
文書 60	横浜市コールセンター運營業務委託に係る横浜市交通局の負担金に関する覚書について(平成30年度市広聴第1849号)		
文書 61	横浜市コールセンター「電気通信サービスの提供に関する契約書」の一部変更に関する覚書の締結について(令和元年度市広聴第519号)		
文書 62	令和元年度「横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化」にかかる委託の契約締結について(令和元年度市広聴第1299号)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名 (不開示部分1) (第1号) ・ 法人代表者印の印影 (不開示部分3) (第3号ア)
文書 63	「令和2年度横浜市コールセンター運営体制強化業務委託」の契約変更について(執行伺)(令和2年度市広聴第481号)		
文書 64	横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係る混雑時アナウンス等変更業務委託の契約締結について(令和2年度市広聴第1120号)		
文書 65	「横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係るIVR転送設定業務委託」の契約締結について(令和2年度市広聴第2254号)		
文書 66	「令和2年度横浜市コールセンター運営体制強		

	化業務委託」にかかる契約締結について（令和元年度市広聴第 2937 号）	
文書 67	横浜市コールセンター等に係る混雑時アナウンス変更業務委託（令和 3 年度市広聴第 1340 号）	
文書 68	横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係る I V R 転送設定変更業務委託（令和 3 年度市広聴第 106 号）	
文書 69	I V R 転送設定変更業務委託（令和 4 年度市広聴第 106 号）	
文書 70	I V R 転送設定変更業務委託について（令和 4 年度市広聴第 1736 号）	
文書 71	横浜市コールセンター運營業務委託 8 月分の部分検査調書の差替えについて（令和元年度市広聴第 2458 号）	
文書 72	令和元年度「市庁舎代表電話交換業務運営に向けた構築に係る業務」にかかる委託の契約締結について（令和元年度市広聴第 2741 号）	
文書 73	令和 2 年度「市庁舎代表電話交換業務委託」にかかる契約締結について（令和元年度市広聴第 2936 号）	
文書 74	令和 3 年度「市庁舎代表電話交換業務委託」にかかる契約締結について（令和 2 年度市広聴第 2328 号）	
文書 75	令和 4 年度「市庁舎代表電話交換業務委託」にかかる契約締結について（令和 3 年度市広聴第 2033 号）	
文書 76	令和 5 年度「市庁舎代表電話交換業務委託」にかかる契約締結について（令和 4 年度市広聴第 1746 号）	
文書 77	提案資格確認結果通知の送付について（横浜市コールセンター運營業務委託）（平成 30 年度市広聴第 1630 号）	・法人の内部管理情報（不開示部分 4）（第 3 号ア）
文書 78	横浜市コールセンター運營業務委託に係るプロポーザルの実施に伴うヒアリングの実施通知について（平成 30 年度市広聴第 1828 号）	
文書 79	20191129-990414-支出命令-1-013023-1303（横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化）（令和元年度市広聴第 2259 号）	・個人の氏名（不開示部分 1）（第 1 号） ・法人の口座情報（不開示部分 2）（第 3 号ア） ・法人代表者印の印影（不開示部分 3）（第 3 号ア）
文書 80	20191227-990414-支出命令-1-014160-1303（横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化）（令和元年度市広聴第 2354 号）	

文書 81	20200205-990414-支出命令-1-016071-1303 (横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化) (令和元年度市広聴第 2514 号)	
文書 82	20200331-990414-支出命令-1-020000-1303 (横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化) (令和元年度市広聴第 2935 号)	
文書 83	20200303-990414-支出命令-1-018169-1303 (横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化) (令和元年度市広聴第 2686 号)	
文書 84	20200430-990414-支出命令-1-021624-1303 (【令和元年度】横浜市コールセンター入電増への対応のための体制強化) (令和 2 年度市広聴第 34 号)	
文書 85	20201007-990414-支出命令-1-008676-1203 (横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係る混雑時アナウンス等変更業務委託) (令和 2 年度市広聴第 1287 号)	
文書 86	20200430-990414-支出命令-1-021629-1303 (【令和元年度】市庁舎代表電話交換業務運営に向けた構築に係る業務) (令和 2 年度市広聴第 36 号)	
文書 87	20180824-990414-支出命令-1-006902-1303 (コールセンター業務検証及び次期仕様コンサルティング委託について) (平成 30 年度市広聴第 729 号)	
文書 88	00000000-990414-定期支出-1-000040-1203 (令和 2 年度横浜市コールセンター運営体制強化業務委託) (令和 2 年度市広聴第 92 号)	
文書 89	20210518-990414-支出命令-1-020326-1203 (【令和 2 年度】横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係る I V R 転送設定業務委託) (令和 3 年度市広聴第 93 号)	
文書 90	20220126-990414-支出命令-1-013711-1203 (横浜市コールセンター等に係る混雑時アナウンス変更業務委託) (令和 3 年度市広聴第 1636 号)	
文書 91	20210618-990414-支出命令-1-002642-1203 (横浜市コールセンター及び区役所代表電話に係る I V R 転送設定変更業務委託) (令和 3 年度市広聴第 268 号)	
文書 92	横浜市コールセンター運營業務委託に関する公募型プロポーザルの提案書審査結果の理由について (通知) (平成 30 年度市広聴第 2106 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 (不開示部分 1) (第 1 号) ・法人の内部管理情報 (不開示部分 4) (第 3 号ア)
文書 93	「横浜市コールセンター運營業務委託」に係る委託業務の引継について (依頼) (平成 31 年度市広聴第 140 号)	
文書 94	横浜市コールセンター運營業務委託再委託の承	<ul style="list-style-type: none"> ・法人代表者印の印影 (不開

	諾について（平成 31 年度市広聴第 517 号）	示部分 3）（第 3 号ア） ・法人の内部管理情報（不開示部分 4）（第 3 号ア）
文書 95	市庁舎代表電話交換業務委託再委託の承諾について（令和 2 年度市広聴第 498 号）	
文書 96	令和 2 年度 横浜市コールセンター運営体制強化業務委託 再委託の承諾について（令和 2 年度市広聴第 503 号）	
文書 97	横浜市コールセンター運營業務委託に係る再委託の承諾について（令和 3 年度市広聴第 2123 号）	
文書 98	市庁舎代表電話交換業務委託に係る再委託の承諾について（令和 3 年度市広聴第 2124 号）	
文書 99	市庁舎代表電話交換業務委託に係る再委託の承諾について（令和 4 年度市広聴第 46 号）	
文書 100	横浜市コールセンター運營業務委託に係る再委託の承諾について（令和 4 年度市広聴第 912 号）	
文書 101	市庁舎代表電話交換業務委託に係る再委託の承諾について（令和 4 年度市広聴第 913 号）	
文書 102	00000000-990414-定期支出-1-000018-1203（横浜市コールセンター運營業務委託）（令和 4 年度市広聴第 43 号）	・法人の口座情報（不開示部分 2）（第 3 号ア） ・法人の代表者印の印影（不開示部分 3）（第 3 号ア） ・法人の内部管理情報（不開示部分 4）（第 3 号ア）
文書 103	00000000-990414-定期支出-1-500039-1207（横浜市コールセンター運營業務委託）（令和 5 年度市広聴第 36 号）	
文書 104	20230511-990414-支出命令-1-014624-1203（I V R 転送設定変更業務委託について）（令和 5 年度市広聴第 58 号）	・個人の氏名（不開示部分 1）（第 1 号） ・法人の口座情報（不開示部分 2）（第 3 号ア） ・法人の代表者印の印影（不開示部分 3）（第 3 号ア） ・法人の内部管理情報（不開示部分 4）（第 3 号ア）
文書 105	20220623-990414-支出命令-1-002552-1203（I V R 転送設定変更業務委託）（令和 4 年度市広聴第 286 号）	
文書 106	コールセンター移設に係る回線工事委託（令和元年度市広聴第 846 号）	・個人の氏名（不開示部分 1）（第 1 号） ・法人代表者印の印影（不開示部分 3）（第 3 号ア） ・法人の内部管理情報（不開示部分 4）（第 3 号ア） ・コールセンターの所在地（不開示部分 5）（第 3 号ア及び

		第5号柱書)
文書 107	20191015-990414- 支出命令 -1-009822-1303 (コールセンター移設に係る回線工事委託) (令和元年度市広聴第 1245 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 (不開示部分 1) (第 1 号) ・法人の口座情報 (不開示部分 2) (第 3 号ア) ・法人代表者印の印影 (不開示部分 3) (第 3 号ア) ・法人の内部管理情報 (不開示部分 4) (第 3 号ア) ・コールセンターの所在地 (不開示部分 5) (第 3 号ア及び第 5 号柱書)
文書 108	「横浜市コールセンター運營業務委託」に係わる 提案書一式 (收受)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 (不開示部分 1) (第 1 号) ・法人代表者印の印影 (不開示部分 3) (第 3 号ア) ・法人の内部管理情報 (不開示部分 4) (第 3 号ア) ・コールセンターの所在地 (候補地含む。) (不開示部分 5) (第 3 号ア及び第 5 号柱書) ・営業上のノウハウ (不開示部分 6) (第 3 号ア) ・コールセンター運用に係わるシステム、セキュリティに関連する情報 (不開示部分 7) (第 3 号ア及び第 5 号柱書)
3220	<p>《会計年度任用職員の任用手続等について》</p> <p>ア 非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用に係る事務について 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) の改正に伴い令和 2 年度から会計年度任用職員制度が新設され、令和元年度末まで雇用していた非常勤嘱託員について、引き続き同じ職務がある場合は、会計年度任用職員としての任用希望の確認をし、能力実証の上で任用手続を行うこととなった。 具体的には、令和元年12月 6 日総人第851号「現行非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用手続等について (通知)」に記載のとおり、会計年度任用職員申込書 (移行用) (様式 1) を嘱託員本人から徴し、所管課が内容を確認した上で面談により会計年度任用職員任用推薦書 (様式 2) を作成し、受領した申込書と併せて人事担当課に提出する。 人事担当課は、提出された会計年度任用職員申込書 (移行用) (様式 1) 及び会計年度任用職員任用推薦書 (様式 2) を確認し、能力実証の結果、会計年度任用職員としての任用に問題がないと判断される場合は、任用決定を行う。</p> <p>イ 会計年度任用職員の公募によらない再度任用に係る事務について 本市では、会計年度任用職員の公募によらない再度任用を行うにあたり必要な事項について、横浜市会計年度任用職員の任用等に関する規程 (令和元年11月達第 5 号。以下「規程」という。) 第 3 条第 4 項第 1 号で規定し、令和 5 年 2 月 9 日総人第1503号「横浜市会計年度任用職員の任用等に関する規程の運用について (通知)」 (以下「規程の運用に係る通知」という。) においてその取扱いを定めている。 規程第 3 条第 4 項第 1 号では「前年度に設置されていた職と同一の職務内容の職が設</p>	

置され、・・・前年度の当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができる」と局長が認める場合」に公募によらずに選考をすることができる」と規定されている。選考の際は、規程の運用に係る通知において「公募によらない再度任用を行う場合は、会計年度任用職員申込書（再度任用）（別紙第2号様式）を徴する。」こと、「公募によらない再度任用の能力の実証については、原則として前年度の当該職における人事考課結果を活用する。」こと、「人事考課結果を用いることができない場合には、所属長等による面談により能力実証を行う。」こと、「面談を実施する際には、会計年度任用職員再度任用推薦書（面談）（別紙第5号様式）を用い、各判定項目について問題がないと認められ、総合判定が「○」となった場合に、一次推薦者及び二次推薦者から所属人事担当課を通じ、局長に推薦を行う。」こと等を定めており、局長は、その推薦に基づき、再度の任用について決定する。

《本件審査請求文書について》

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和元年度に非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用において、特定職員が提出した横浜市履歴書（会計年度任用職員用）及び資格免許等並びに令和2年度から令和4年度までに会計年度任用職員の再度任用に係る特定職員が提出した資格免許等と解される。

《本件審査請求文書の不存在について》

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 令和元年度に非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用における特定職員から提出された横浜市履歴書（会計年度任用職員用）及び資格免許等については、非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用の手続においては、会計年度任用職員申込書（移行用）（様式1）を徴した上で、会計年度任用職員任用推薦書（様式2）を用いて推薦者から局長に推薦が行われており、横浜市履歴書（会計年度任用職員用）を徴することとはされていないため、取得しておらず、保有していない。

審査請求人が別の行政文書として引用する横浜市履歴書（会計年度任用職員）は、特定職員が会計年度任用職員（令和3年4月1日からの審理員業務）の公募による募集に係る申込書類として実施機関に提出したものであるが、開示請求書においては、「再度任用にかかる下記の文書」との記載があり、再度任用の手続には、横浜市履歴書（会計年度任用職員）は不要であり、再度任用に係る文書としての横浜市履歴書（会計年度任用職員）は保有していない。

また、資格免許等に関し、履歴書に記載された情報と、日本弁護士連合会の弁護士検索結果で得られる情報を突合することで弁護士資格を有することが確認できるため、対象者とされた特定職員の弁護士徽章の写真や画像、司法修習終了の証書及び弁護士検索の該当ウェブページの写し等の資料提出は求めておらず、存在しない。

なお、令和元年度の非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用において、特定職員から提出された会計年度任用職員申込書及び会計年度任用職員任用推薦書（面談）については、既に一部開示決定等が行われている。

- (イ) 令和2年度から令和4年度までに会計年度任用職員の再度任用に係る特定職員から提出された資格免許等については、横浜市会計年度任用職員の公募によらない再度任用の手続においては、会計年度任用職員申込書（再度任用）（別紙第2号様式）を徴した上で、会計年度任用職員再度任用推薦書（面談）（別紙第5号様式）を用いて推薦者から局長に推薦が行われており、資格免許等を徴することとはされていないため、取得しておらず、保有していない。

また、資格免許等に関し、上記(ア)と同じ理由から、対象者とされた特定職員の弁護士徽章の写真や画像、司法修習終了の証書及び弁護士検索の該当ウェブページの写し等の資料提出は求めておらず、存在しない。

なお、令和2年度から令和4年度までに会計年度任用職員の再任用に係る特定職員から提出された会計年度任用職員申込書及び会計年度任用職員再度任用推薦書（面談）については、既に一部開示決定等が行われている。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

別表 本件審査請求文書	
本件審査請求文書	
文書 1	<p>令和元年度</p> <p>現行非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用手続等について（通知）総人第 851 号令和元年 12 月 6 日付に基づき総務局人事担当課が主管する下記の文書の全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託員が提出した横浜市履歴書（会計年度任用職員用） ・嘱託員が提出した資格免許等 様式 1 添付資料 <p>対象者</p> <p>特定職員 1 特定職員 2 特定職員 3 特定職員 4 特定職員 5</p>
文書 2	<p>令和 2 年度</p> <p>会計年度任用職員の再度任用にかかる下記の文書の全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が提出した資格免許等 第 2 号様式添付資料 <p>対象者</p> <p>特定職員 1 特定職員 2 特定職員 4 特定職員 5</p>
文書 3	<p>令和 3 年度</p> <p>会計年度任用職員の再度任用にかかる下記の文書の全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が提出した資格免許等 第 2 号様式添付資料 <p>対象者</p> <p>特定職員 1 特定職員 2 特定職員 6 特定職員 4 特定職員 5</p>
文書 4	<p>令和 4 年度</p> <p>会計年度任用職員の再度任用にかかる下記の文書の全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が提出した資格免許等 第 2 号様式添付資料 <p>対象者</p> <p>特定職員 1 特定職員 2 特定職員 6 特定職員 4 特定職員 5</p>

※ 答申全文については、次の URL をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号省略）

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ省略）

（第4号省略）

- (5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881